

松本市防災連合会 防災士会規約

(名称)

第1条 本会は「松本市防災連合会 防災士会」(以下、「本会」という。)と称する。

(会員資格)

第2条 本会は、目的に賛同する松本市在住又は松本市内に勤務、在学する者で防災士資格を有する有志によって構成する。

(目的)

第3条 本会は、「自助」「共助」「協働」の原則のもと、防災スキルを有する会員のネットワークを構築し、防災諸事業に取り組むことにより、松本市防災連合会及び松本市の地域防災力の向上に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 防災士としての活動と防災・減災のスキル向上に資する活動に関すること。
- (2) 防災士活動の広報・啓発に関すること。
- (3) 会員相互の交流に資する活動に関すること。
- (4) 市内自主防災組織との連携に関すること。
- (5) 地区・町会での防災出前講座、防災訓練の実施に関すること。
- (6) 松本市防災連合会及び松本市の防災力向上に資する調査、研究、提言、事業協力等を行うこと。
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な活動実施に関すること。

(事務局)

第5条 本会の事務局は、松本市危機管理部危機管理課内に置く。

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。役員は会員のうちから選任する。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 2 名
- (3) 幹 事 若干名

2 本会に上記以外の役員、顧問を役員会の承認により置くことができる。

3 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 会長及び副会長は、総会において選任し、承認を得るものとする。

5 幹事は、会長が指名する。

6 会長は、本会を代表して会務を総括し、総会、役員会を招集するとともに会議を主宰する。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときには職務を代行する。

8 幹事は、会長・副会長を補佐し、会務を運営する。

(会議)

第7条 本会に次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 役員会

2 総会は、年1回以上開催し、役員の選任・事業計画の決定及び事業成果報告を行う。

3 総会は会員（委任状によるものを含む。）の過半数の出席により成立するものとする。

4 総会の議決は、出席した会員（委任状によるものを含む。）の過半数の賛成によるものとする。

5 総会で審議すべき案件について、総会を開催することが困難又は不相当と会長が認める場合は、書面により会員に議決を図ることができる。

6 役員会は、会長、副会長、幹事をもって構成し、本会の運営上必要な事項を協議する。

(入会及び退会)

第8条 本会の目的に賛同し、入会を希望する者は、松本市防災連合会 防災士会入会申込書（様式第1号）を電子申請または紙により事務局に提出するものとする。

2 本会の退会を希望する者は、松本市防災連合会 防災士会退会届（様式自由）を事務局に提出するものとする。

(会費)

第9条 本会の会費は、無料とする。

(規約の改正)

第10条 本規約は、役員会を経て、かつ、総会の承認により改正することができる。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、本会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附則

1 この規約は、令和6年11月28日から施行する。

2 この規約は、令和8年7月30日から施行する。